

平成29年度分以降の市民税・県民税申告書に マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました

平成29年度分以降の市民税・県民税申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。申告の際、番号確認書類および本人確認書類が必要ですので、下記のものをご準備ください。なお、郵送の場合は、下記書類の写しを同封のうえ、ご提出をお願いいたします。

申告者本人が申告書を提出する場合

●マイナンバーカードをお持ちの方

⇒①マイナンバーカードが必要です。〔郵送の場合は両面コピーしたもの〕

マイナンバーカード（見本）



●マイナンバーカードをお持ちでない方

⇒②個人番号が確認できる書類と③申告者本人と確認できる書類が必要です。

【②個人番号が確認できる書類】

- ・通知カード
- ・住民票の写し（個人番号記載済みのもの）
- ・住民票記載事項証明書（個人番号記載済みのもの） など

通知カード（見本）



【③申告者本人と確認できる書類】

- ・顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
- ・公的医療保険、介護保険の被保険者証 など

※ 書類の主な一覧を裏面に載せていますので、ご確認ください。

代理人が申告書を記載、提出する場合

申告者本人の個人番号確認書類の写し（①または②）に加え、④代理人の身分証明書と⑤マイナンバーの利用等に関する代理権が確認できる書類が必要です。

※「代理人」とは親族、税理士、法定代理人などをいいます。

【④代理人の身分証明書（下記のうちいずれか1つ）】

- ・顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証などのうちいずれか1つ）
- ・顔写真なし身分証明書（公的医療保険、介護保険の被保険者証などのうちいずれか2つ）

【⑤マイナンバーの利用等に関する代理権が確認できる書類（下記のうちいずれか1つ）】

- ・委任状（代理人がマイナンバーを記載して申告する場合は、同居の親族であっても必要です。裏面をご利用ください。）
- ・申告者本人しか持ちえない書類（申告者本人のマイナンバーカード原本など） など

★市民税・県民税申告に関するお問い合わせは、お住まいの区の市民税課又は税務課へ

電話
番号

(門 司) 331-1881 (代表)
(小倉北) 582-3360 (直通)
(小倉南) 951-4111 (代表)
(若 松) 761-5321 (代表)

(八幡東) 671-0801 (代表)
(八幡西) 642-1458 (直通)
(戸 畑) 871-1501 (代表)